

## 第23回期 第37回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月17日(金) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (大 草 )		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 ( 染 )		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 ( 同 )		圓谷 広行

4 欠席委員(2人)

推 進 委 員 (中根松) 江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について 1件

議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について 1件

議案第85号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について 1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	あらためまして、こんにちは。いよいよ私たち任期中最後の総会となります。第37回となりますが、浅川町農業委員会総会をいつものように招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。今、新型コロナウイルス真最中でございます。いつになったら終息が見えるのかな、それでもまだ東京の方は拡大の一途をたどっておりますので、この地方の方にもいつくるかわかりませんので、気を付けた行動をとっていただきたいなと思います。また、この梅雨空に関してもなんですが、毎日なんともいえない天気が続いておりますが、この梅雨空ですが例年ですと、私たちの地方では25日あたりが梅雨明けということとなっておりますので、もう少し辛抱しなければなりません、農作物への影響も出始めております。特に田んぼの方はやわく育っておりますので、常に現地を確認して、いもち病の予防に努めていただきたいと思います。本日最後の日でございますが、本日の議案は3件の提出でございます、いつものように慎重な審議をお願いいたします、ただいまから第37回浅川町農業委員会総会を開催します。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第37回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は、江田利光委員より欠席の旨通告がありましたので、11名中10名でございます。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、4番、小針賢一委員、5番、会田嘉治委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。
会 長	それでは、日程第3、議案第83号、農地法第4条の許可申請について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】

<p>会 長</p>	<p>議案第83号、農地法第4条①について、東大畑・畑田推進委員の小室勝弘委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>小室委員</p>	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。</p> <p>議案第83号、農地法第4条①について、調査結果及び意見を申し上げます。</p> <p>申請人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。先日、7月12日曜日午前9時より地区副担当の角田一志さん及び行政書士の滝田さんと現地調査をしてきました。</p> <p>申請した理由は、*****さんは畑の維持の管理をしてきましたが、高齢になり維持管理が難しくなり数十年前に植林をし、土地の有効利用を図るための転用です。また、農道等があり、その維持管理もしていくとのこと。調査事項であります一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目及び周辺農地への営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづきまして、事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>本申請地は、4月の総会にて農業振興地域からの除外の申請があった場所の農地転用申請になり、顛末案件になります。</p> <p>申請者である棚倉町の*****さんは平成17年に実母から申請地である農地を生前贈与されたのですが、申請地は遠隔地にあり、また*****さん本人が高齢であるため、耕作が出来ずに荒廃が進んでしまうことを懸念し、植林を行い森林の育成に努め土地の有効利用を図ろうとした経緯があります。本来であれば、転用申請を受けた後での植林となるものでありましたが、農地法に抵触するとの認識に至らなかったようです。今回*****さんより顛末書が作成、提出されるに至り、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。よって、現状にあわせた状態に補正するため、転用申請が提出されたものです。</p> <p>まず、立地基準については、農地転用許可基準の第1種農地及び第3種農地いづれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することができないと認められる場合に許可されることとされておりますが、申請地は山間地域にあり一帯が山林に囲まれた位置にあり、植林を行い森林の育成に努めることが土地の有効利用になることから選定されており、適当であると思われま。一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、必用な資力を全額借入金で賄う計画であり、資金証明も添付されています。権利を有する者の同意状況ですが、申請地は自己所有地であり、農地台帳を確認しても利用権設定等はされていませんでした。遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年9月末までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため</p>

	<p>該当するものではありません。申請農地と一体として使用する土地はありません。事業目的に対しての申請面積ですが、スギ苗を300本植林する予定であり適当であると思われます。周辺は山林に囲まれています、隣接している耕地があるため距離を十分にとり、周囲への影響を与えないよう設置する計画です。また、汚水は発生せず、雨水は堀を経て普通河川「畑田川」へ放流するため周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第83号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第83号、農地法第4条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第83号、農地法第4条①は許可決定いたします。次に、議案第84号、農地法5条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p>
<p>会 長</p>	<p>議案の審議に入る前に、議案第84号、農地法第5条①については、角田一志委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了まで退席していただきます</p> <p>(角田一志委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第84号、農地法第5条①について、東大畑・畑田推進委員の小室勝弘委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>小室委員</p>	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。</p> <p>議案第84号、農地法第5条①について、調査結果及び意見を申し上げます。申請人、譲渡人、*****、角田一志さん、譲受人、*****、*****、*****さん、以下議案書に記載のとおりです。先日、7月11日土曜日午前8時半より地区副担当の角田一志委員さん及び譲受人さん立会いのもと現地調査をしてきました。</p> <p>角田一志さんと*****さんは隣同士であり、申請した理由は、*****さんが住宅保護のため防風林用地として使用したいため、角田一志さんの用地を譲り</p>

	<p>受けたいとのこと。調査事項であります一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目及び周辺農地への営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづきまして、事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、角田一志さん、譲受人、****さんになります。本件は顛末案件となります。今回の申請地については、譲受人の住宅に隣接されており、譲受人の父が昭和58年頃に自宅を強風から保護するために申請地が自分の土地と勘違いをして防風林を設置してしまいました。当時、譲受人は獣医の修行中で自宅にいなかったため、内容についてはわからなかったそうです。しかし、最近になり、譲渡人の方が住宅を新築するために測量をした結果、境界立会の際に初めて他人の土地だとわかったそうです。譲渡人にとっては、相続登記により土地を取得したため、経過を全く知らない状況です。今回の転用申請を期に、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請者においては、住宅に対して北側から強風が吹くため、北側に隣接している場所に防風林を植林して風からの影響を防ぐこと計画をしており、北側に隣接している申請地でないと事業目的の達成が出来ないため、適当であると思われま。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、所有権を移転し、全額自己資金で支払う計画であり、資金証明書類も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和2年9月末までとされているため該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地は譲受人の所有地であり、一体として利用する見込みであり問題ありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、適当な面積であり、該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、</p>

	<p>一定のもの以外は許可しないことになっていますが、防風林の設置が目的となっておりますので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水の発生はなく、雨水は敷地内に素掘り側溝を設け、自然浸透する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第84号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第84号、農地法第5条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第84号、農地法第5条①は許可決定いたします。 議事が終了しましたので、角田一志委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(角田一志委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>角田一志委員に報告します。議案第84号、農地法第5条①は原案のとおり決定されました。 次に、議案第85号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b> 次に、事務局より説明いたします。 内容としましては、中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ配分する案となっており、この配分計画書については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的に県知事が認可し公告されることとなります。今回の経過を説明しますと、平成27年12月から令和2年5月まで別の方が農地を借り受けていたのですが、解約して**さんに貸すことになったとのことです。また、貸借権の設定期間ですが、前回の設定期間が令和7年12月31日までだったため、前回の残期間での貸借となっております。 賃借権の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件を備えていることとされていますが、要件である、 1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること</p>

	<p>2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること</p> <p>3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること</p> <p>****さんは令和2年1月30日に認定農業者となり、現在の農業経営の状況からしても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>つづいて、この配分計画（案）に対して染地区推進委員の川音光平委員の意見を求めます。</p>
川音委員	<p>はい。染地区推進委員の川音です。</p> <p>意見を述べます。7月8日午後1時30分より、****さん宅で農業委員の八旗正紀さんと**さんの息子さんと3人で話し合いを持ち、聞き取り調査をしました。今回の農地利用配分計画については利用権の設定を受ける****さんと設定をする公益財団法人県農業振興公社と向こう6年間の賃借権を設定し、令和2年8月26日から契約を締結されるとのこと。現在は自作地50aと借地950aの農地を4人耕作し、その傍ら製麺業も営んでおりますが、新型コロナウイルス問題で販売実績もあまり芳しくないとのこと。****さんは町の認定農業者であり規模拡大を図り地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うこと、農地中間管理事業の推進に関する機構法第18条第4項の要件を満たしていると思われ、今回の配分計画案は問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長 事務局長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第85号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画（案）について、質疑ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第85号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手全員）</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第85号については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、事務局よりお願いします。</p>
小松主事	<p>総会終了後にこの場で写真撮影を行います。撮影準備をしますので隣の控室で</p>

<p>会 長</p>	<p>待機していただきますようお願いします。以上です。</p> <p>それでは、以上を持ちまして第37回浅川町農業委員会総会を閉会いたしたいと思いますが、私から第23回期の終了にあたりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。</p> <p>第23回期となりました浅川町農業委員会、3年間で37回の総会を開催いたしました。その都度、公平・平等そして慎重なるご審議をいただきまして、85の議案すべてを決定していただきまして、誠にありがとうございました。我々、前回の第22回期まで66年間続いた農業委員の選出につきましては、公選法で行われてきましたが、我々の23回期から地区から推薦を受けた者から議会の同意を経て農業委員として認められました。またその中で10名の方が誕生いたしました。また、農地利用最適化推進委員11名につきましても総会で決議決定いただきまして、委嘱状を交付しまして21名で活動をしてまいりました。21名の委員の方々が一致団結し、農地パトロールを通して遊休農地の発生防止に向けて活動できましたこと心から感謝申し上げます。活動が認められまして、福島農業会議所より2回にわたっての表彰を受けることができました。これひとえに皆様のご協力の賜物と深く感謝しておりますし、浅川町農業委員会の誇りと思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思います。新体制が発足されるわけですが、10名の農業委員また11名の推進委員の中から5名の方が新たに参画することになっておりますので、今までの経験を活かしてより一層、浅川町農業委員会の遊休農地防止に活動していただきたいと思ひます。新型コロナウイルスの関係で、事務局からもありました通り、分散会を盛大にできなかったこと私も大変心苦しく思っております。もし機会がありましたら、また皆様とお酒を酌み交わし、経験話していきなさいと思ひます。最後になりますが皆様のご健勝とご多幸と、地区に戻っての活躍をお祈りしまして挨拶といたします。ありがとうございました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご起立願ひます。礼。ご苦勞様でした。</p>



--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)